

生駒市規則第 3 2 号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和 4 8 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 1 5 条中「、当該歳入金の納付する指定金融機関等の所在地」を「の区域は全国」に改める。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（指定納付受託者の指定等）

第 1 6 条の 2 市長は、法第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者

（以下「指定納付受託者」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定納付受託者を指定したときは、法第 2 3 1 条の 2 の 3 第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更し、又は指定を取り消したときも、また同様とする。

(1) 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

(2) 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

第 1 7 条第 3 項中「告示するとともに、市の広報紙等をもって公表しなければ」を「告示し、かつ、当該歳入の納入義務者が見やすい方法により公表する手続をしなければ」に改める。

第17条の2第1項中「住所、氏名及び」を「氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに」に改める。

第35条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 概算で支払をしなければ契約し難い委託に要する経費

第36条第1項を次のように改める。

令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、指定納付受託者に歳入を納付させた場合において当該指定納付受託者に支払う手数料とし、同号に規定する規則で定める収入金は、当該歳入とする。

第36条第2項第2号中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「寄附金」を「歳入」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条の次に1条を加える改正規定は令和4年1月4日から、第15条の改正規定は同年11月4日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年1月4日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に対する改正後の第36条の規定の適用については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。